

農業経営基盤の強化の 促進に関する基本的な構想

(素案)

令和 年 月

横浜市

目 次

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
第2 農業経営の規模、生産方式等に関する営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標及び経営管理の方法、農業従事の態様	4
第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	8
第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項	9
第5 農業を担う者の確保及び育成に関する事項	18
第6 新たに農業経営を営もうとする青年等に関する事項	19
第7 その他	22

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 横浜市は、東京湾に面した神奈川県（以下「県」という。）の東部に位置し、農地が主に丘陵部にあることから、畑作を主体とした農業経営が行われている。農業経営は、大都市に立地する利点を活かした露地や施設野菜の生産を中心に、花きや植木、果樹、畜産などの生産活動が活発で、市場出荷や直売・観光農園による販売など、多様な経営が行われている。

また、市域面積の約7パーセントを占める農地は、新鮮な農畜産物を市民に供給するとともに、自然的環境の保全、良好な景観の形成、防災など安全で安心な市民生活の維持、市民のレクリエーションや交流の場、学校教育や福祉の場として活用されるなど、多面的な機能を有している。本市では、「横浜市中期計画2022-2025」において、活力ある横浜の都市農業が展開され、都市と農との共生を図ることで農のあるまちづくりが進んでいること、地産地消の推進とともに食育や観光との連携を進めることで、食と農が身近にある豊かな潤いのある暮らしが実現し、都市の魅力向上が図られることを目標としている。

また、概ね10年後の横浜の都市農業を展望した5か年の具体的な取組を定めた「横浜都市農業推進プラン2019-2023」において、「市内の各農業地域の特性を十分に生かし、新たな取組や技術も取り入れた、元気な横浜の農業が展開されること」、「良好な農景観の形成や生物多様性の保全にも寄与する、まとまりのある優良な農地が形成されること」、「市民が農に関わる機会が増えるとともに、地産地消が進むこと」を目標に掲げている。

これらを踏まえ、今後、本市の農業は、都市農業の利点を活かすとともに市民の理解をさらに進めるため、地産地消を基本に、市場出荷や農業者が直接消費者と結びつく直売のほか、飲食店など様々な事業者との連携を推進するなど、多様な形態による農畜産物等の販売の展開を支援していく。同時に、農業経営の強化と拡大を志向する農家に対しては、農地の貸借等を進め、農業経営の発展を目指すものとする。

また、農業への市民参加を進めるため、市民が農に関わる機会を増やすとともに、市民が職業として農業へ参入することを積極的に推進する。

このような農業を展開する基盤となる優良農地の保全を図るとともに、横浜農業振興地域整備計画に即し、引き続き農業振興地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。また、増加傾向にある遊休農地について、その現状を把握し、積極的な解消に努めていく。

2 横浜市の農業構造については、昭和35年以降の経済の高度成長に伴って、人口の急増と宅地開発等により農地が急激に減少し、農業従事者の他産業従事機会の増大、農家数の減少、農家の兼業化が進んできた。その後も農業従事者の高齢化が進み、農業の担い手も不足してきている。相続により小規模・分散化した農地も増えつつあるが、農業者の農地に対する資産的保有傾向が強いことや、集約的農業経営の推進も相まって、必ずしも規模拡大志向農家への流動化は進んでいない。

今後の10年間を見通した場合、人口減少社会、緩やかな経済成長、多様なライフスタイルの変化を迎える、本市の農業を取り巻く環境は、大きく変化する可能性がある。今後、他産業からの参入や、農家子弟のUターン就農の増加傾向を考えると、農地の流動化が発生する時期や地区の状況を捉え、農地の適切な利用を図っていく必要がある。

3 横浜市は、都市農業の特性を活かし、農業がより魅力とやりがいのあるものとなるよう、おおむね10年後の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。具体的な農業経営指標は、横浜市において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する水準を実現できるものとし、その年間農業所得を700万円程度（1個別経営体あたり：主たる従事者1人あたり550万円程度、補助労働者1～2人を想定）、年間労働時間を1,900時間程度（主たる従事者1人あたり）とする。

4 横浜市は、将来の本市の農業を担う若い農業者や、他産業から参入して新たに農業経営を始め

る者（以下「新規参入者」という。）の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的努力を助長するため、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たって、これを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、横浜市は横浜市中央農業委員会及び横浜市南西部農業委員会（以下「市内農業委員会」という）、横浜農業協同組合や県農業技術センター等の関係機関と連携し、農業経営改善計画の認定を受けた農業者（認定農業者）、若しくは今後認定を受けようとする農業者又は法人等を対象に経営診断や営農改善方策の支援等を行う。そして、販売戦略の改善や雇用労働力を活用した経営の拡大や合理化を進めるため、生産方式や経営管理の合理化等の重点的な指導や研修会の開催等を行い、農業者が主体性をもって自らの将来方向について選択判断を行う等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営改善による望ましい経営の育成を図るため、規模拡大を望む農業者や新規参入者に対しては、横浜市及び市内農業委員会が行う遊休農地の調査及び農地所有者意向調査による掘起こし活動の成果や農地情報公開システム等を活用して、農地の出し手と受け手に係る情報を一元的に把握したうえで、両者を適切に結び付けて利用権設定等を進める。

また、これらの農地の流動化に関しては、地域の実態に即して、集団化・連担化した条件で農業者に農用地が利用集積されるよう努める。

特に、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置付け、市内農業委員会の支援によるこれら認定農業者への農用地の利用集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、関係機関等と横浜市が連携して制度の積極的活用を図るものとする。

農業経営改善計画の期間を満了する認定農業者については、今後とも効率的かつ安定的な農業経営を目指す者と考え、当該計画の実践結果の点検と新たな計画作成の支援等を重点的に行う。

地域の面的な広がりを対象とした農業生産基盤整備等の実施にあたっても、当該実施区域において経営を展開している認定農業者にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定期階において経営体を育成する観点から十分な検討を行う。

また、認定農業者のほか、農業経営や地域活動などに主体的に関わっている女性農業者や、環境保全型農業に取り組む生産者など意欲的に農業に取り組む扱い手を支援する。

更に、農地の一体的管理を行う主体として当面集落を単位とした生産組織の育成を図り、集落営農の充実を図る。

5 横浜市は、本事業を対象とする区域の遊休農地の現状を明らかにして、それぞれの解消策を検討するとともに、遊休農地の所有者に対して、その改善を強く求める。遊休農地については、積極的に認定農業者等に対して、その利用を集積し、農業上の利用の増進を図るとともに、新規参入者に対する利用集積等、多様な活用策を講じる。

第2 農業経営の規模、生産方式等に関する営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標及び経営管理の方法、農業従事の態様

1 営農類型の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に横浜市内及び周辺地域で展開している優良事例を踏まえつつ、横浜市内における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

営農類型	経営規模		生産方式	
	経営面積	作付面積	資本設備	その他
[No. 1] 露地野菜 I (一般型)	畠 0.8ha	キャベツ トマト キュウリ なす だいこん	0.65ha 0.1ha 0.05ha 0.1ha 0.5ha	・トラクター(30PS) ・小型堆肥散布機 ・キャベツ定植機 ・育苗ハウス 他
[No. 2] 露地野菜 II (キャベツ型)	畠 1.5ha	キャベツ レタス ねぎ だいこん にんじん じやがいも	1.5ha 0.1ha 0.2ha 0.4ha 0.1ha 0.4ha	・トラクター(30PS) ・小型堆肥散布機 ・キャベツ定植機 ・ねぎ定植機 他
[No. 3] 露地野菜 III (大規模型)	畠 1.9ha	キャベツ だいこん にんじん ねぎ スイートコーン さつまいも じやがいも	1.0ha 0.3ha 0.4ha 0.3ha 0.4ha 0.4ha 0.4ha	・トラクター(30PS) ・小型堆肥散布機 ・キャベツ定植機 ・ねぎ定植機 他
[No. 4] 軟弱野菜	畠 0.8ha	ほうれんそう こまつな	1.5ha 0.8ha	・トラクター(20PS) ・小型堆肥散布機 ・予冷庫 (10 m ²) 他
[No. 5] 施設野菜専作	施設用地 0.4ha	促成トマト 抑制きゅうり こまつな	0.31ha 0.2ha 0.11ha	・大型ハウス (0.33ha) 他

営農類型	経 営 規 模		生 産 方 式	
	経 営 面 積	作 付 面 積	資 本 装 備	そ の 他
[No. 6] 施設野菜+ 露地野菜	畠 0.15ha 施 設 用 地 0.25ha	露地トマト 0.1ha 施設トマト 0.18ha スイートコーン 0.05ha 施設抑制きゅうり 0.18ha キャベツ 0.05ha だいこん 0.05ha こまつな 0.05ha	・大型ハウス (0.2ha) ・トラクター(20PS)	・一部直売 他
[No. 7] 野菜直売	畠 0.6ha	トマト 0.05ha トマトきゅうり 0.05ha なす 0.05ha キャベツ 0.2ha ねぎ 0.05ha ほうれんそう 0.15ha こまつな 0.05ha えだまめ 0.05ha スイートコーン 0.05ha だいこん 0.2ha にんじん 0.05ha じやがいも 0.1ha	・トラクター(20PS) ・小型堆肥散布機 ・直売所 ・育苗ハウス	・一部施設導入 等 他
[No. 8] 野菜直売+ 体験農園	畠 0.65ha	夏果菜類 0.13ha じやがいも 0.1ha 春野菜 0.15ha 秋野菜 0.37ha 体験ファーム 0.25ha	・トラクター(15PS) ・小型管理機 ・直売所 ・育苗ハウス	・一部施設導入 等 他
[No. 9] 果樹直売	畠 0.65ha	日本ナシ(幸水) 0.2ha 日本ナシ(豊水) 0.3ha ぶどう(大粒) 0.15ha	・スピードスプレイヤー ・小型堆肥散布機 ・農薬飛散防止ネット	・直売 他
[No. 10] 温室花き	施設用地 0.25ha 畠 0.1ha	シクラメン 0.2ha 花壇苗 0.2ha	・大型ハウス (0.2ha) ・雨よけ施設 (0.05ha) ・全面底面給水装置	・市場、直売等 他
[No. 11] 植木	畠 1.7ha 施設用地 0.1ha	植木 1.7ha 挿し木用ハウス 0.1ha	・ハウス ・ミスト装置 ・トラクター(20PS) ・植木堀取機 ・ユニック付トラック	他

営農類型	経営規模		生産方式	
	経営面積	作付面積	資本設備	その他
[No. 12] 養豚	用地 0.2ha	繁殖雌豚 種雄豚	70頭 5頭	・繁殖豚舎(160m ²) ・分娩舎(65m ²) ・育成豚舎(120m ²) ・肥育舎(370m ²) ・密閉型堆肥化装置 ・飼料給与機械・施設 ・浄化槽 ・農作業機械 他 ・更新豚は自家育成
[No. 13] 肉用牛 (専用種)	用地 0.2ha	黒毛和種	130頭	・牛舎(1,270m ²) ・ふん処理施設(340m ²) ・飼料調製機械 ・農作業機械 他
[No. 14] 酪農	飼料畠 1.6ha 用地 0.2ha	経産牛 育成牛	40頭 14頭	・成牛舎(440m ²) ・育成舎(70m ²) ・ふん処理施設(220m ²) ・浄化槽 ・ふん処理機械 ・搾乳機械・施設 ・農作業機械 他 ・飼養管理は繋ぎ方式
[No. 15] 養鶏 (直壳型)	用地 0.1ha	成鶏	5,000羽	・成鶏舎(560m ²) ・鶏卵処理室(50m ²) ・密閉型堆肥化装置 ・鶏卵販売施設 ・農作業機械 他 ・ウインドレス鶏舎 ・大雛導入

2 経営管理の方法と農業従事の態様

1に示す営農類型の目標を実現するための経営管理の方法、農業従事の態様は、おおむね次のとおりとする。

〈経営管理の方法〉

- ・パソコンを使った簿記記帳の実施による経営分析及び経営と家計の分離
- ・青色申告の実施
- ・給料制の導入
- ・気象情報や市況情報など経営管理情報ネットワークの整備
- ・中小企業診断士等による経営診断の実施
- ・複式簿記記帳の活用
- ・生産情報の記帳によるGAP（農業生産工程管理手法）の取組
- ・共同直売所や量販店の地場産コーナー等の地産地消販売ルートの確保充実

〈農業従事の態様〉

- ・家族経営協定の締結による女性農業者や農業後継者の経営参画の推進
- ・休日制の導入
- ・軽作業や直売におけるパート雇用従事者の確保
- ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善
- ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止
- ・従事者全員及び雇用者の社会保険への加入による福祉の向上
- ・農作業事故防止対策の徹底

〈その他〉

- ・市内産農畜産物の域内流通の拡大、企業等と連携した地産地消の推進
- ・都市農業への市民理解をさらに深めるため、収穫体験農園等における利用者との交流の促進

第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用に関する目標等に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと、おおむね次に掲げる程度である。

- 効率的かつ安定的な農業経営を営む者が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営を営む者が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備 考
29%	

- 効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面的集積についての目標

農地中間管理事業等の実施により効率的かつ安定的な農業経営を営む者における経営農地の面的集積の割合が高まるよう努めるものとする。

(注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営を営む者が地域の農用地の利用に占める面積シェアの目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的農作業（水稻については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。）面積のシェアの目標である。

2 目標年次はおおむね10年先とする。

2 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

販売農家当たりの経営耕地面積は約83aで、分散した所有状況となっている（令和2年農林業センサス）。市場出荷型の経営もあるが、直売や契約栽培など市場外流通にシフトしてきており、野菜の多品目栽培に代表されるように労働集約的経営となっている。

農用地利用集積計画による利用権設定は約160haで、市街化調整区域内農地の約7%にとどまっている（令和5年3月時点）。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

今後ますます農業従事者の高齢化や非農家による農地所有が進むと想定されることから、耕作者の確保や農地遊休化の防止が急務となる。そのため、地域の物理的自然条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営を営む者等への農地の利用集積の取組みを促進する。

(3) 関係団体等との連絡体制

横浜市では、農地及び農業者の意向の情報を関係機関と共有化することで、地域の担い手への面的集積を促進する。

そのために、県、農地中間管理機構（県においては公益社団法人神奈川県農業会議、以下同じ）、市内農業委員会、横浜農業協同組合、横浜市農地改良協会等と連携して施策・事業を推進する。

第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

横浜市は、県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第5「効率的かつ安定的な農業経営を営む者を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、本市農業は、農畜産物の供給をはじめ、緑地空間としての自然的環境の保全、良好な景観の形成、防災など、安全で安心な市民生活の維持、市民のレクリエーションや交流の場、学校教育や福祉の場としての活用等、都市生活にとって多面的な役割が要求されているという特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

横浜市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 地域計画に関すること
- ② 利用権設定等促進事業
- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④ 農作業の受委託を促進する事業
- ⑤ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑥ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

更に、横浜市は、農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導及び助言を行う。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 地域計画に関すること

実質化された人・農地プラン（直近更新年月日令和5年4月18日）や本市の都市農業の状況を踏まえて、協議の場の設置の方法、地域計画の区域の基準その他必要な事項を定め、地域での話合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画の策定を円滑に進めるものとする。

2 利用権設定等促進事業に関する事項

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第3条から第5条に基づき実施する利用権設定等促進事業に関する事項は次のとおりとする。

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

ア 耕作又は養畜の事業を行う者が利用権の設定等を受けた後において、次に掲げる要件（農地所有適格法人及び旧法第18条2項第6号に規定する者（以下「常時従事すると認められない者」という。）にあっては、（ア）に掲げる要件）の全てを備えることとなること。

ただし、農地中間管理機構が農地中間管理事業又は第7条第1号に掲げる事業の実施によって利用権の設定等を受ける場合、農業協同組合法第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が当該事業の実施によって利用権の設定を受ける場合、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定又は移転を受けるとき、農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号イからチまでに掲げる者に限る。）が当該農地所有適格法人に旧法第18条2項第2号に規定する土地について利用権の設定等を行うため利用権の設定等を受ける場合その他旧法政令で定める場合にあっては、この限りでない。

なお、現在市内で耕作実績がない者の要件確認に関する事項は別に定めるものとする。

(ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養

畜の事業を行うと認められること。

(イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

イ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が当該事業の実施によって利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、中間管理事業法に規定する農地中間管理事業及び法第7条第1号に掲げる事業を実施する農地中間管理機構若しくは独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受け、又は農地中間管理機構が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

ウ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号イからチまでに掲げる者に限る。）が利用権設定等促進事業の実施により、当該農業生産農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合、アの規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

エ アからウに定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後ににおいて備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

（2）利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

（3）開発を伴う場合の措置

ア 横浜市は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（農地中間管理機構を除く。）から旧「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「旧基本要綱」という。）様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。

イ 横浜市は、アの開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

（ア）当該開発事業の実施が確実であること。

（イ）当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従つて許可し得るものであること。

（ウ）当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従つて許可し得るものであること。

（4）農用地利用集積計画の策定時期

ア 横浜市は、（5）の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るために必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。

イ 横浜市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るために引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

（5）要請及び申出

ア 市内農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、横浜市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。

イ 横浜市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

ウ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、旧基本要綱様式第8号により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

オ イ及びウに定める申出を行う場合において、(4)のイの規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

ア 横浜市は、(5)のアの規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。

イ 横浜市は、(5)のイからエの規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。

ウ ア、イに定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、横浜市は、農用地利用集積計画を定めることができる。

エ 横浜市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所

イ アに規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積（當時従事すると認められない者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）

ウ アに規定する者にイに規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所

エ アに規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払の方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係

オ アに規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。）及びその支払（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係

カ アに規定する者が當時従事すると認められない者である場合には、次に掲げる事項

(ア) その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件キ アに規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

横浜市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)のイに規定する土地ごとに(7)のアに規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が20年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について二分の一を越える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りる。

(9) 公告

横浜市は、市内農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)のアの規定による市内農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨を横浜市の公報へ掲載するとともに、その農用地利用集積計画の内容のうち(7)のアからカまでに掲げる事項を縦覧に供することにより公告する。

(10) 公告の効果

横浜市が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 紛争の処理

横浜市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

ア 横浜市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農地適格法人以外の法人等に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

(ア) その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

(イ) その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

(ウ) その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

イ 横浜市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、市内農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

(ア) (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた常時従事すると認められない者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

(イ) アの規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

ウ 横浜市は、イの規定による取消しをしたときは、その旨及び農用地利用集積計画のうち取消しに係る事項を市の掲示板への掲示により公告する。

エ 横浜市がウの規定による公告をしたときは、イの規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとする。

3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

横浜市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進するものとし、区域の基準、農用地利用改善事業の内容その他事業の実施にかかる規定については別に定めるものとする。

4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

横浜市は、農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進や、効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成等を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図るものとし、具体事項については別に定めるものとする。

5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

(1) 人材の育成

効率的かつ安定的な経営を育成するために生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に努める。

(2) 生産組織及び農業後継者の育成

横浜市は、生産組織の育成及びその活動の助長並びに農業後継者の研修受講、農業後継者及び青年農業経営者で構成する自主的集団活動等に対し、必要な支援、指導を積極的に行うものとする。

(3) 女性農業者の活動の促進

横浜市は、女性農業者のおかれている様々な課題を認識し、農業分野をはじめとする多様な活動や農業経営への参画を助長するための施策を推進し、男性農業者とともに都市農業の担い手として、役割を生き生きと果たす女性農業者の育成を進める。

(4) 農業従事者の安定確保

農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制等の確立を推進するとともに、市民による援農活動や社会福祉法人等による農業参入を進めること。

また、新規参入を希望する者のうち、その者の意欲と能力等から、将来とも効率的かつ安定的な農業経営への展開が見込まれる者にあっては、農用地のあっせん等に努め、効率的かつ安定的な経営体への誘導を図る。

6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

横浜市は、第1項から第5項までに掲げた事項の推進に当たっては、農業生産基盤整備、多様な担い手に対する支援、その他農業経営基盤の強化の促進に必要な関連施策との連携に配慮するものとする。

(2) 推進体制等

ア 事業推進体制等

横浜市は、市内農業委員会、県農業技術センター、横浜農業協同組合、土地改良区、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討することとする。また、今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立す

る。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地の利用集積を強力に推進する。

別紙1（第4の2の(1)才関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

1 地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3に規定されている地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）

・対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

　　・・・法第18条第3項第2号イに掲げる事項

・対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

　　・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

2 農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農業生産法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

・対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

　　・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

・対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

　　・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

3 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号又は第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

・対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

　　・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

別紙2（第4の2(2)関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 借 貸 の 算 定 基 準	③ 借 貸 の 支 払 い 方 法	④ 有 益 費 の 償 還
<p>1 存続期間は原則として利用権が設定される日から申出のあった期間における最終年の3月31日までのいずれかとする。なお、新規参入者の場合は原則1年とする。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1 農地については、農地法第52条の規定により市内農業委員会から提供される賃借料情報を十分考慮し、当該農地の生産条件などを勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を發揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p> <p>この場合において、その金銭以外のもので定められる借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」（平成13年3月1日付け12経営第1153号農林水产事務次官通知）第6に留意しつつ定めるものとする。</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払いは、貸借人の指定する金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、貸借人の指定する住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外の物で定めようとする場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やしたことにより、他の場合は、金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について当該利用権の当事者間で協議が調わないときは、当事者の双方の申し出に基づき、市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 借 貸 の 算 定 基 準	③ 借 貸 の 支 払 い 方 法	④ 有 益 費 の 償 還
Iの①と同じ。	<p>1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額</p>	Iの③と同じ。	Iの④と同じ。

<p>に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、I の②の3と同じ</p>	
--	--

III 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 損 益 の 算 定 基 準	③ 損 益 の 決 済 方 法	④ 有 益 費 の 償 還
I の①に同じ。	<p>1 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>	I の③と同じ。この場合においてI の③中の「借賃」とあるのは「損益」と、「貸貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	I の④と同じ

IV 所有权の移転を受ける場合

① 対 価 の 算 定	② 対 価 の 支 払	③ 所 有 権 の 移 転 の 時 期
<p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常の取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）その価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払い期限までに所有権の移転を行った者が所有権の移転を行う者の指定するに代わるべき農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払い期限までに對価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払い期限までに對価の全部の支払いが行われないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p>

第5 農業を担う者の確保及び育成に関する事項

横浜では、野菜、果樹、花き、植木、水稻、畜産物等など様々な農畜産物が生産されるとともに、多品目少量栽培や品目数を絞った比較的大規模な栽培など、多様な農業が営まれている。

出荷形態も、直売、契約栽培、市場出荷等様々であるが、それぞれ、近年の資材費の高騰、近年の度重なる天候不順や大雨の被害等により農業経営に不安を抱えている。今後も横浜で多様な農業が展開されていくためには、安定した農業経営と担い手の確保が不可欠となっている。

そこで、認定農業者だけでなく、農業経営や地域活動などに主体的に関わっている女性農業者や、環境保全型農業に取り組む生産者等の意欲的に農業に取り組む担い手を認定し、横浜型担い手として支援を行う。

また、新たな担い手の確保のため、農業後継者の育成、農業以外の他産業からの新規参入などを推進・支援する。

第6 新たに農業経営を営もうとする青年等に関する事項

1 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

横浜市の令和3年度に農業経営を開始した新規就農者は45人であり、近年では毎年30人程度が新規就農している（県新規就農状況調査より）。就農形態としては、例年、新卒就農者に比べ、Uターン就農者の割合が高く、新規参入者は全体の3割程度である。農業者の高齢化が進み、農業の後継者が不足する中で、遊休農地が顕在化しており、今後、本市において活力ある農業が将来にわたり営まれるためには、新たな農業の担い手の参入を促し、育成していくことが必要である。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、横浜市は青年等に農業を職業とし選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア 確保・育成すべき人数の目標

国は、新規就農し定着する40歳未満の農業者を年間1万人から2万人に倍増させる目標を掲げている。また、県では、神奈川県農業経営基盤強化の促進に関する基本方針において、県農業の持続的な発展に向け、令和14年度に新規就農者を135人/年、雇用就農の受け皿となる年間販売額3,000万円以上の耕種経営体数を170経営体に増やすことを目標としている。

横浜市では、新たな担い手の参入を進めるとともに、地域の農業者との協力関係と信頼関係を深めながら農業経営ができるようにすることを目指して、年間35人の当該青年等の確保を目標とする。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働日数（主たる従事者1人あたり150日以上）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（第1の3に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の35%以上の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得200万円程度）を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まで支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については横浜市や市内農業委員会、農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については県農業技術センター、横浜農業協同組合等が指導やアドバイスを行って新規就農者を育成する。

2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の様態等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

1の(2)に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、主要な営農類型を示すと次のとおりである。

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
露地野菜	経営面積 50a (畑 50a) <作付面積> ほうれんそう 20a たまねぎ 10a ねぎ 10a	直売等を主体とした少量多品目の周年栽培 <資本装備> ・トラクター 1台 ・パイプハウス 100m ² ・軽トラック 1台	第2の2に準じる	第2の2に準じる

	えだまめ 5a だいこん 10a なす 5a きゅうり 5a じやがいも 10a 他多品目	・動力噴霧機 ・小型管理機 他		
露地野菜及び施設野菜	経営面積 50a (施設用地 10a) (畑 40a) <作付面積> 促成トマト 10a 抑制きゅうり 10a キャベツ 5a だいこん 5a レタス 5a たまねぎ 10a じやがいも 10a 他多品目	直売等を主体とした、施設野菜及び多品目露地野菜の周年栽培 <資本装備> ・ハウス 1,000 m ² ・暖房機 ・パイプハウス 100 m ² ・トラクター 1台 ・軽トラック 1台 ・動力噴霧機 ・小型管理機 他		

3 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

1 の(2)に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

意欲ある農業者の経営改善を推進することにより、農業後継者の就農意欲を醸成する。また、就農を希望する相談者に対し、市内での就農に向けた制度や情報の提供を行うとともに、地域の農業者と信頼関係を築きながら就農できるように支援する。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア 農業者に関する情報の共有と支援

横浜市が主体となって県農業技術センター、市内農業委員会、横浜農業協同組合、生産組合等と連携・協力して研修や営農指導などの適切な就農前後のフォローアップを行って、当該青年等の営農支援を行う。

イ 就農初期段階のサポート

新規就農者が継続的な農業経営を営むことができるよう、営農状況を把握するための経営開始5年間の営農状況確認・見守りや農畜産物の販路の確保支援など、新規就農者に共通する課題に対応する施策を検討するための意見交換の場を設ける。

ウ 経営力の向上に向けた支援

横浜市における新規就農者を対象とした研修会の開催や、生産用設備等の補助事業、融資制度の活用による安定した経営力の向上に向けた支援等を実施する。

エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の地域計画（地域計画策定以前においては人・農地プラン）との整合に留意しつつ、基本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、新規就農者育成総合対策経営開始資金や青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については横浜市、技術や経営ノウハウについての習得については県農業技術センター等、就農後の営農指導等フォローアップについては県農業

技術センター、横浜農業協同組合、認定農業者や農業経営士等、農地の確保については横浜市や農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項について
は、別に定めるものとする。

附則

- 1 この基本構想は、平成6年8月31日から施行する。
- 2 この基本構想は、平成12年8月31日から施行する。
- 3 この基本構想は、平成19年3月30日から施行する。
- 4 この基本構想は、平成22年6月4日から施行する。
- 5 この基本構想は、平成26年9月25日から施行する。
- 6 この基本構想は、令和 年 月 日から施行する。